

女學雜誌第六拾三號

明治廿年五月廿七日

社説

○女子の演説

去二日府下木挽町の厚生館に於て催したる本社第二回の女學演説會には預てより婦女子にのみ傍聴を許すとして公告したれバ當日定の刻限を過しとして來會ありたる聴衆一千餘名の方々の悉く皆な女流にてありける抑も去年本社の發起を以て催したる此演説會の第一回にも傍聴を婦女子にのみ限るとし此度も亦た嚴に其仕來りを實行したれば中に往々之を異様の取扱と難じて何故に男子に入場を許さざるやと詰問ありたる向も見へたり斯の如き詰問の素と一々に答辨すべき義務あるものにあらす万事吾人が信する所に從ひて事の好都合を計りたるものに過ぎずとの一言に之に答へ得て既に充分あるべしと雖も但だ夫れ此の一事に據つて女子の演説に關する一種の大問題を輕忽に定め了らんとするものあるを見れば吾人聊か實際の理由とする所を辨論せざるを得ず

蓋し基督教に於て尊崇する新約全書中には女子が公けに演説することを宜しからずとするやの文辭あるが故に歐米の婦人も

尙ほ公衆に向つて演説するを好まずと聞けば本社二回の演説會に於て特に貴婦人の辨説を貴婦人に聽かせて男子に傍聴を許さざる如き亦た或は右に類するの懸念より起りたるものあらんと想像して甚しきは女子の公許演説を以て道に適いざるものと認るものあるに至ると云ふあり思に之れ大なる誤解にして爲に女權の伸張を妨ぐると思しとせず斯道の爲に少か辨ずる所なきを得ざる也依てつら／＼考ふるに右新約全書中に記載せりと云ふ所の文辭は或は左の數節を指す者に非ざるやの感あり即ち使徒保羅がコリンタ人に送れる書狀第一の中に

聖徒の諸教會の如く爾曹の婦女等も教會の中に黙すべし彼等の語るを許さず彼等は律法に云へる如く順ふべきもの也

若し學ばんとする所あらば至に在て其夫に問ふべし蓋とんな教會に於て語るは恥づべきとあれば也

とあり抑も此數節の眞義何如と云へるとは基督教の隆んに流行したる國々に於ても夙に議論ありたるものあり或は其文面を有の儘に受取りて婦女は一切教會の内に於て談論すべからずと云ふものあり或は此數節の只だ一地方の人に對して注意したるまじければ固より之を全歐の女流に及ぼし見るべきにあらざと云ふもありたり然るに古來多年の間は前者の解釋

勢力を得て婦女子が教會内の事を辨論するを許さず只唯所云る律法あるものに隨ひて何事にも從順すべしと教へたり然れば公衆に向つて婦人が演説する如きは固より此文中に名言せざる所と雖も之を推して考ふるときは其事更に女徳を損するものありと覺へて之をしも婦女子が自ら試むべきものにあらざとは定めたり世人が此數節を解すると既に右に述ぶるの有様に陥りたるが故に基督敎國多數の輿論は知らずく婦女子可厭の習慣を禮として延て近世にまで至りたるあり。然るに近年女權大に伸張して議論に實際に男女同等の理を確證するもの數多起り來りてより具眼の士は先づ右に掲げたる數節の眞義如何を疑ひ從來世上數多の人々が信認したる如き解釋は眞正の教理に反對するものありと辨難し引照檢査の後初て此文辭の意義を明白にしたりと云ふ。

蓋し基督敎に於て尊崇する經典に二部あり一を舊約全書と云ひ二を新約全書と云ふ右兩全書は前後千數百年の間に於て幾十人の手に依り成りたるものと雖も意義終始に貫徹して毫毛の矛盾なきのみか前に於て預言する所のものは悉く皆後に至りて實證あり此れ即ち此書が尋常書類に異なるの一點にして昔も今も信徒が熱心に之を奉戴して止まざるの所以亦此故にあ

り云へり然るに保羅が婦女に關して教ゆる所の意義眞に從來の解釋の如くんば舊約新約の他の部分に見ゆる明文と矛盾する所あり是れ決して此の神聖なる書籍に就て思ふべき覺悟にあらざるべしとなり。

約耳二章の廿八節より卅三節に至る間に云く神の玉は未の世に至りて我わが靈をもて凡ての人に注がんと爾曹の子女も預言すべし。其時我わが靈を我僕ある男女に注ぐ彼等も預言すべし。此舊約書中の預言は新約の時代に至りて多少實證あり先使徒行傳廿一章の九節に據ればリリがに預言する四人の女わが皆處女なりと見ゆ女は既に男子と均しく預言するの力を賜ふ程なるに何如て一汎の敎事を人の前に述ぶるの力あらざらん況して實際既に此力を賜ひたる上は教會の内に於て之れを口にせずと云へる如きは當時の景況を思合はせて甚だ覺束なき想像あり特に路加傳三章の三十六節乃至三十八節に據ればマエルの女アンナは夜も晝も神殿に立つて凡ての人に此事(キリスト誕生の事)を語れどおればいよく以て女子が教會内に談論すべからずとの敎の普通あらざるを知るべし又彼の數節を記したる同一の保羅は羅馬書十六章の一節に於て我ケンケラにある教會の執事ある我儕の姉妹、

を爾曹にす、むと明言し同章の三節並に提摩太後書四章の十
九節に於て「アリラの妻プリスキラを夫の前に置いて之に安きを
問ふ」と書記したり此等の二句すてによく婦女子が教會の内外
に道を述ぶるの正當あるとを證し得るものからん然らば吾人
若し保羅の所説を従來の習慣の如くに解釋せば以上に掲出し
たる二三の證據と既に矛盾する所あるが上に保羅自身の言論
に於て前後に不同を見るの不都合を生ずるが如し之れ決して
聖書あるもの、中に於て有るまじき者と認るに付て保羅が謂
ふ所の婦女可厭の教の恐るべき普通一汎に對して述べたるもの
にあらざるを知る也

ユリシタ書中に保羅が説述したる所の眞義既に如此とせば
之より延て婦女子が公衆に向ひ演説するを不可とするの理由
あるべきにあらざる然るに實際に於ては歐米の婦人今に至て尙
ほ自ら之を試むるを屑しとせず多くは只だ女流の聴衆に對し
てのみ敢て演説するの趣あるに何故あるかと問ふに之れ蓋し
數百年間の習慣一種の禮式と爲つて以て婦人社會を制するに
由ると云ふの外あるべからず若夫聖書中の教之を禁すれば也
と云ふものあるに至ては最早之を今日に於て承知すべからざる
の解釋と認めざるを得ず然れば吾人が今女學演説會あるも

のを催すに際し聴衆を女流に限る主會を婦人に委譲し吾等
の會の事務に立關するものも尙ほ厭慮して席隅に隱居したる
所以に、一に此禮式なるものを顧るの外差したる理由あらざる
もの也而して我國現今の姉妹が平和に其權力を收め得んと欲
するに當りては此類の禮式を遵奉すると亦た甚だ大切からん
と信するが故に敢て暴りに歐米文明の地の習慣を破らず反つ
て之に従ふを以て今の日本婦人に適應するものと認るもの也
讀者も吾人の微志を察せし幸ひ甚しと云ふ